

## 三次市教育委員会会議録

1 日 時 令和3年1月18日(月)

開会 午後2時00分

閉会 午後2時48分

2 会 場 三次市役所本館 6階 603会議室

3 出席委員 教 育 長 松 村 智 由  
委 員 小 根 森 直 子  
委 員 深 水 顕 真  
委 員 井 岡 直 美  
委 員 藤 井 皇 治 郎

4 出席職員 教 育 次 長 甲 斐 和 彦  
教育委員会事務局付課長 河 野 智 樹  
教育委員会事務局付課長 赤 木 実  
文化と学びの課長 古 矢 俊 彦  
教育総務係長 伊 藤 浩 司  
文化と学びの課主査 迫 あ す か

### 5 議事日程

- (1) 報告1 三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給事業実施要綱の制定について  
(公開)

教育総務係長 ただいまから教育委員会会議を開催する。教育長の報告をお願いします。

松村教育長 新年最初の会議である。1月5日付「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」という通知がでている。地域一斉の臨時休業を昨年3月から5月まで行ったが、そういった状

況を今後は考えていないというのが国の言っているところである。また、食事などを含め、部活動の内外を問わず、感染症対策を徹底するようにといったことも併せて書かれている。そしてこれが「一斉休校なし 入試実施」という新聞記事となって出ている。ポイントとして言えば、1人の感染者を出しただけでは、それを理由に学校休校する必要はないというのが主な点である。三次市においては学校の中で感染があった場合、安全のために3日間学校休校し、その間しっかりと消毒を行い、安全なかたちで子どもを迎えるということをお伝えしていたが、この方針は現在も変わっていない。この3日間というのは、新型コロナウイルスが72時間後には消滅するということでの3日間の休校である。こういう状況になった時には、学校の職員と教育委員会の職員で消毒を行うことを決めている。現在三次市では、1月に入ってクラスターが3つ発生している状況であり、いつでもだれがどういった形で感染してもおかしくない状況であるので、引き続き学校とも連携しながら対策を講じていきたい。新型コロナウイルスに関して、三次市でも対策本部会議を開いており、その中で、三次市の傾向として、食事をするときのマスクをはずした状態や、喫煙スペースなどでのマスクなしでの会話が、非常に危険な要素であるということを中央病院の永澤病院長が言われている。市民の皆さんへも啓発をしているが、こういったことも引き続き学校へも伝えていき、家庭へ浸透していくように考えていきたい。またお気づきの点があれば教えていただきたい。

教育総務係長 それでは、以降の進行を教育長にお願いする。

松村教育長 これから議事に移る。本日の議題は、要綱制定に伴う報告が1件となっており、公開として会議を進めていきたいと考えるがいかがか。

委員一同 一異議なし一

松村教育長 本日は傍聴の申出があり、傍聴の申出者は、三次市教育委員会傍聴規則第2号による傍聴の手続きを行っていると認め、三次市教育委員会会議規則第14条第1項により傍聴を許可する。

一傍聴人入室一

松村教育長 ここから、報告1を公開で行う。傍聴の方は、お渡ししている注意事項をよくお読みいただき、静粛に傍聴していただくようお願いする。それでは、報告1について事務局の説明を求める。

文化と学びの課長 三次市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給事業実施要綱の制定について、報告する。この要綱の趣旨は第1条に定めており、奥田元宋・小由女美術館ほか2施設、これは第2条に支給対象者として記載している市内の美術館で、美術館あーとあい・きさと三良坂平和美術館のことであり、この指定管理者が、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための休業等により、収入金の大幅な減額が生じた場合に、施設の安定的な運営を継続することを目的に、指定管理者に対し、助成金を支給するものである。支給対象者は第2条のとおりである。支給要件は、第3条に算定根拠を示しており、当該施設の収入金について、休業等を実施した期間を含む半期、令和2年4月から9月までにおける、当該年度の収入金が、前年度の同期間の収入金から50万円以上の減額があったものが対象となる。ただし、当該施設について本市が実施する他の支給事業と重複して助成金を受けることはできないものである。助成金の額は、さきほどの半期収入金額の50万円以上の減収があった場合、その2割を上限として予算の範囲内で支給するものである。算定した助成金の額に50万円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとなっている。第5条で、支給対象者からこれに基づいて申請をいただき、第6条で支給を決定していくものである。この要綱に係る予算は、12月議会で補正予算350万円を計上し、議決となっている。

深 水 委 員 趣旨はよくわかるが、第3条にある、他の支給事業との違いはどういったところにあるのか。

文化と学びの課長 本市が実施する他の支給事業と、重複して助成金を受けることができないということが原則である。

深 水 委 員 重複できないということは理解できるが、他の支給事業ではなく、あえてこの事業をつくる意味は何か。

文化と学びの課長 今までの制度で、使用料収入のみを対象としたものがなかった。今後の意

味を含め、重複受給をできないことを定めている。

小根森委員 他にも指定管理施設はたくさんあると思うが、この支給内容は他の施設、市民ホールきりりやはらみちを美術館なども、同じように準拠していると考えてよいのか。

文化と学びの課長 今回の補正予算は、予算の全体をみている担当課で予算計上している。聞いていただいた施設については、財産管理課での補正予算となっている。それぞれの担当課で必要に応じて要綱を定めており、助成対額や計算方法などは全て同じである。

松村教育長 それでは、そのほか質問等なければ、報告1についてはよろしいか。

委員一同 一了承一

松村教育長 これをもって本日の会議を終了する。